

登録免許税法第二十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件

国税庁告示第 14 号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条の四第一項の規定に基づき、同法第二十四条の二第一項に規定する納付受託者（同法別表第一第三十二号（七）に掲げる登録を受ける者が登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第二十三条の二第一号に規定するクレジットカードを使用する方法により当該登録に係る登録免許税を納付する場合（デジタル庁が提供する電子情報処理組織を使用する方法により行う納付受託者に対する通知に基づき納付する場合に限る。）における当該納付受託者に限る。）を次のとおり指定したので、同法第二十四条の四第二項の規定に基づき、次のように告示し、令和七年六月三十日から適用する。

名称	所在地	指定をした日
株式会社 NTT データ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和七年六月三十日